

みなさまのお手元にある
「健康保険証(カード証)」は、
**2025年12月2日以降、
もう、使えません!!**

カード証は、**当組合への返納は不要!**です。
(事業所(勤務先)における回収も、ありません!)

お手数おかけしますが、みなさま、

各自で破棄してください!



12月2日以降は、健康保険の原則どおり、

**「マイナ保険証」^(*)を
ご利用(で、ご受診)ください!!**

* マイナンバーカードを持っていない方、カードはあるけど利用(紐づけ)登録をしていない方など、
「マイナ保険証」が使えない方には、「健康保険 資格確認書」を交付いたします。

現在、旧保険証をお持ちの方で「マイナ保険証」が利用できない方には、当組合の職権にて
一斉交付された「資格確認書」が、11月中にお手元に配布されることとなっております。